

平成30年1月12日

保護者 様

上島町立弓削中学校長 田窪 鉄哉

インフルエンザ感染拡大の防止について

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校保健につきまして多大なご協力をいただき感謝しております。

さて、現在弓削中学校でもインフルエンザの感染者が出ており、上島町ではA型・B型が混在している状況です。つきましては、ご家庭においても手洗い、うがい、換気、加湿、マスクの着用等の感染予防をお願いいたします。

なお、インフルエンザのような症状がある場合は、必ず学校と連絡をとり、対応をご相談ください。

記

【インフルエンザ感染の疑いがある場合】

- 登校前に検温して、症状を学校に連絡し、対応を相談してください。
- 医療機関に電話して、受診の相談をしてください。
- インフルエンザと診断されたら、学校に連絡してください。出席停止扱いとなります。

【インフルエンザの出席停止期間】

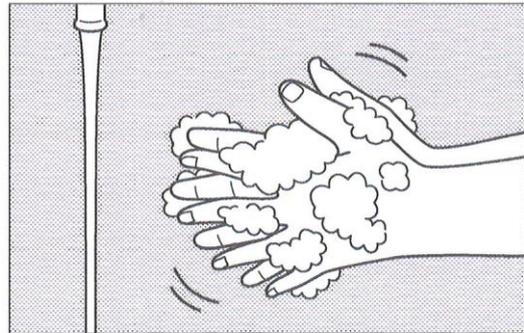
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

- 医師の指示を守り、無理をしないで出席停止期間はゆっくり休養してください。

● 予防の基本は手洗い ●

インフルエンザはウイルスにより感染するので、ウイルスを体内に入れないようにしましょう。流行期には、手にウイルスがつく可能性があるため、毎日手洗いをするのが重要です。

また、インフルエンザウイルスは、アルコールによる消毒も有効なので、アルコールの消毒スプレーなども活用するとよいでしょう。



● インフルエンザに感染した場合は？ ●

インフルエンザの感染が疑われた場合は、無理に登校すると感染を拡大させることになるので、医療機関を受診し、自宅で安静にしましょう。抗インフルエンザ薬が処方された場合、体内でのウイルス増殖が抑えられ、すぐに熱が下がる場合がありますが、それでも感染力は強いことがあります。

インフルエンザの出席停止期間は、「発症した

後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」と定められています。例えば、水曜日に発症した場合は、翌日の木曜日が発症1日目になり、木、金、土、日、月で5日になり、火曜日から登校可能ということになります（ただし、解熱後2日を経過していること）。不明点があれば、医師に確認するようにしましょう。

(例) 水曜日に発症した場合

